

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和 7 年 1 月 24 日（金） 午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分
場 所	みらいく 多目的室 1・2 会議室
会議件名	令和 6 年度 第 2 回いじめ防止対策推進条例策定検討委員会
主な議題	条例策定に向けての概要説明、意見交換
参加者	（委員）：嶋崎委員長、福田副委員長、古谷委員、出牛委員、飯田委員、山岸委員、太田委員、山本委員、和田委員、渡邊委員、中田委員、長崎委員、村田委員、萩原委員、高原委員、熊澤委員、飯倉委員、杉本委員 （事務局）：前田統括指導主事、坪田主幹、依田指導主事、河住指導係長、小松指導係主任
配布資料	(01) 日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会名簿 (02) アンケート結果について (03) 日野市いじめ防止対策推進条例（案） (04) 逐条解説 (05-01) 日野市いじめ防止基本方針 (05-02) 日野市いじめ防止基本方針（新旧対照表） (06)（参考）日野市いじめ問題対策連絡協議会規則（案） (07)（参考）日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則（案） (08)（参考）日野市いじめ問題調査委員会規則（案） (09)（参考）第 1 回委員会_事務局説明資料
結 果	☐ 了承（意見なし） ☒ 了承（意見あり） ☐ 要修正・再説明 ☐ 不承諾 ☐ 情報共有のみ いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に 意見要旨を記載
主な内容	1. いじめ防止対策推進検討委員会委員長挨拶（委員長） 本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。大変短い時間であるが濃い議論をいただければありがたい。条例案や日野市の基本方針、様々な規則を再度見直したが、大変丁寧に作られているというのが第一の印象だった。条例もそのような方向で検討できたらいいと思う。今日も活発なご意見よろしくお願いします。 2. いじめ防止対策推進検討委員会委員紹介（委員長） 第 1 回で紹介できなかった委員の紹介。※資料 01『日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会名簿』参照。

3. 第1回いじめ防止対策推進検討委員会委員アンケート集計結果

(事務局) ※資料 02『日野市いじめ防止対策推進条例策定に向けての委員アンケート結果について』参照。

10 月に開催された第1回いじめ防止対策推進条例策定検討委員会後のアンケートの集計。議題は、いじめ防止対策推進条例を策定するにあたって前文を作ることの是非について。14 件回答をいただいた。「前文作成に賛成」の理由。条例の趣旨を明確にし、市民にわかりやすく伝えることができる。条例前文が道しるべになる。前文を読み本文に入っていく方が理解しやすい。前文は「誓い」のようなもので、日野市が一番伝えたいメッセージになる。「前文作成に反対」の理由。情緒的な文面になる可能性の高い前文は省いてよいのではないか。児童・生徒から届いている声は今現在のものであり今後変わってくる可能性がある。できる限り端的にすっきりとした条例にまとめ上げるのはどうか。

いただいた意見を踏まえ、今日の委員会で前文を作ることに対しての皆さんの意見をまとめたい。

(委員長) 前文の是非についてアンケートの結果をお話しいただいた。ご意見をいただきたい。

(委員) 賛成か反対かというアンケートだったので反対としたが、皆さんの意見を聞かせていただき、前文を作成するという委員会の方針に反対する意向はない。1つの意見や考え方としてこのように書かせていただいた。前文を作る際の参考にしていただけたらと思う。

(委員長) 貴重な意見ありがとうございました。前文をつけることそのものは賛成であるということで、全会一致で前文をつけるということによろしいか。

(異議なし)

(事務局) ※「4. いじめ防止対策推進条例の前文の要素について」参照。アンケートでは前文に盛り込むべき3つの要素を掲げた。①社会全体の責務に関すること②関わる方々(市や教育委員会、学校、公的機関)の責務に関すること③子供の思い、望んでいることに寄り添うこと。「③子供の思い、望んでいること」に対する意見。私立の児童・生徒(小学生～高校生)も含まれることを望む。「家庭」の要素を入れるかどうか。※「5. その他ご意見等」参照。いじめ防止の対策を推進する観点から、条例を単に作るだけでなくもう少し踏み込んだ社会の相互理解と寛容を推進するような活発な意見の出る会にしていきたい。関係機関における個人情報の適切な共有方法について明確にしていきたい。法第14条第一項、法第14条第三項、法第30条が論点である。条例を作り広げる過程でどれだけ多くの方と関わるかどれだけの思いが伝えられるかが大切である。

アンケートでいただいた意見について事務局で検討したことを述べる。私立学校を含むか否かについて。多くの私立学校では各校独自の方針に基づきいじめ対策を行っている。重大事態があった際にはその方針に沿って生徒に指導している。私立学校は独自の自由な教

育活動を行うことが認められており、地方公共団体の命令だけでは届きにくい。実際に条例ができたときにどういう形で法的なコンプライアンスを求めていくのか。都道府県レベルの話になってくる。今回は市立の小中学校を中心に考えている。

4. 条例策定に向けての概要説明

(事務局) ※資料 03『いじめ防止対策推進条例(案)』参照。

前文について。いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめはどの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得るものであり、被害者にも加害者にもなる可能性がある。いじめを許さないという強い決意、関わる方々がいじめの根絶に努めなければならない、という内容を前文に入れた。

第2条「いじめの定義」について。(1)どこまでがいじめなのかという点で、インターネットを通じて行われるものを含むと定義した。(2)未然防止、早期発見及び対処までのすべてを含んで「いじめの防止等」という言葉にしている。(3)幼稚園も含めた日野市立学校を「学校」としている。(4)学校に在籍する児童又は生徒を「児童等」としている。(5)親権を行う者(親権を行う者のないときは未成年後見人)を「保護者」としている。(6)「地域住民等」は各自治体で表現が変わるが、日野市は市民というよりも市域内に在住、在勤、在学、事業を営む者としている。(7)警察、児童相談所その他いじめの防止等に関係する機関及び団体全体を「関係機関等」としている。

第8条「保護者の責務」とするか「保護者の役割」とするかは各団体で別れている部分。保護者は子の教育について第一義的責任を有するという理由から「保護者の責務」を採用した。規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることを保護者の責務とした。

第9条「地域住民等」や第10条「関係機関等」は「責務」ではなく「役割」と定義した。

基本方針は作るべきと国の法で定められている。第10条「日野市いじめ防止基本方針」、第11条「学校いじめ防止基本方針」も条例が作られることによって方向修正しながら整えていく。

※参考資料 09『(仮称) 日野市いじめ防止対策推進条例の設置に向けて』(事務局説明資料)、「6. いじめ条例の構成」参照。いじめ防止対策推進法の法第14条第1項、法第14条第3項、法第30条第2項がそれぞれ条例の第13条、第14条、第15条と対になっている。

第13条「日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会」は既存で設置されているが、条例においても設置に関してしっかり定める。必要事項の項目だけを記載しあとは規則に落とし込むという形で考えている。※参考資料 06『日野市いじめ問題対策連絡協議会規則(案)』参照。既存の組織や運営に関する要綱を規則として策定していく。第3条「所掌事項」については現在の要綱の所掌事項と同じ。第4条「組織」、第5条「委員の任期」、第6条「会長」

も要綱を意識して作成する。第8条「庶務」に関しては日野市教育委員会事務局において処理する。

第14条「日野市教育委員会いじめ問題対策委員会」について。※参考資料07『日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則（案）』参照。条例のいじめ問題対策委員会を支える組織や運営などを規則に落とし込んでいく。現在の問題対策委員会には要綱があり、それに則して委員会が運営されているが、条例が策定されると同時に規則にアップデートし整えていく。第2条「所掌事項」について。現在設置している要綱に何点か加えている。対策委員会は日野市教育委員会の諮問に応じ、日野市立学校のいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進について調査または審議し、教育委員会へ報告または答申する役割がある。2～4号は基本的に要綱の内容をスライドした。対策委員会の一番大きな役割（5号）。法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には同項に規定する組織として同項に規定する調査または調査部会からの調査報告書の審議を行い、その結果を教育委員会に報告または答申するものとする。基本方針の中にも規則を支えるよう補完できればと考えている。第8条「専門調査員」について。対策委員会だけの調査はなかなか難しいと考えられるため、専門事項を調査する必要があるときは対策委員会に学識経験者などを含む専門調査員を設置することができる。第9条「調査部会」について。調査を行うに当たって必要があるときは調査部会を置くことができる。調査部会は利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から委員長が指名する3人以上をもって組織することができる（2号）。第11条「庶務」については、日野市教育委員会事務局において処理する。

第15条「日野市いじめ問題調査委員会」について。条例はすっきりとした内容にし、細かい部分は規則に落とし込む。※参考資料08『日野市いじめ問題調査委員会規則（案）』参照。日野市教育委員会いじめ問題対策委員会が調査を行い、その結果を市長に報告する。調査が十分でない、委員の構成に公平性が欠けるなど不備が生じたとき、被害者側の児童や保護者から所見や意見が入った場合に、報告書に対して申し述べることができる。教育委員会とは別組織の市長による調査委員会を開き再調査することができる。再調査にならないことが一番良いが、実際にこのような件に当てはまった時に規則がないと動けないため、あらかじめ設置している。第2条「組織」調査委員会は5人以内の委員で組織する。調査委員会の委員は学識経験を有する者、法律、心理、福祉等の専門的な知識を有する者で構成する（2項）。委嘱する委員に関する条件（3項）、重大事態の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者とするとしたが、人手不足など、ここについても皆さんからご意見をいただきたい。第8条「庶務」に関して。空白になっているが、令和8年4月1日施行に向けて関係機関との調整をし始めている状況。調査委員会の庶務としては市長への報告など色々なことがある。23区26市全体の例規集を見ても、総務課が多い。市部においては子ども関係部署が最も多く、次に企画系部門が多い。庁内で事前に意見交換をした際、子ども部門が

庶務を担うことによって、調査委員の公平性・透明性が担保しづらいのではないか。公平性・透明性を担保するには子ども部門から遠い部門が担うほうが説明しやすいのではないか、という意見があった。重大事態かつ再調査となった案件の取り扱いについて、庶務を担うのはどこが最適かなども併せて、委員の皆様からご意見をいただきたい。

この条例は、令和8年4月1日の施行に向けて準備をしている。

(委員) 前文に関して。多くの市民の方が目にする前文は最初の意味表明になると思う。かなり強いメッセージとして書かれている。「いじめは、しない、させない、許さない」学校としては児童・生徒にいじめは許さないと指導している。実際にいじめが起きたとき、被害児童、加害児童がいて、そこに対する制裁のような意味合いが含まれて捉えられてしまうのではないか、というところが心配。社会的にも犯罪など起こったことに対しての誹謗中傷が生まれている。いじめの根絶に関して。いじめの法律上の定義はものすごく広い。厚意や親切からの言動であっても被害者側が心身の苦痛を感じればそれはいじめである。いじめゼロというのはあまり現実的ではないという状況にあり、いじめの見逃しゼロとし、定義に基づいて認知していくという指導方針にしている。いじめの根絶、いじめゼロというのは定義上なかなか難しいのではないか、というのが前文を拝見して感じたところ。

(委員) 今の「いじめ防止対策推進法」という国が定めた法律でのいじめの定義は言葉を選ばずに言うとかかなり広い。些細なことでもいじめに該当してしまうということがとても多い。前文がいじめ根絶、いじめゼロを叶えるもの、それに対して罰則的な雰囲気があるのではないか、という話があったが、法律的な理論で言うと前文はあくまで所信表明のようなものであり、そこに規範があるものではない。あくまで理念を示したものとすると、前文に「根絶」という言葉を入れて「いじめゼロが果たせなかった。どうするの?」というような話にはならない。しかしそれは法律の理屈の話であり、一般の方が日野市の条例を見て同じ意見を持った場合にどうか、というような受け止め方はある。理屈としていじめ防止対策推進条例そのものも罰則を定めているものではない。法律や条例は事実が発生して法律を適用したら効果が発生する。その効果も調査委員会や対策委員会を立てるなど内規的なものになる。根絶を謳ったとしてもそこまで考えなくてもよいのでは?という意見。

(委員) 法令上のいじめと社会通念上のいじめがある。この前文は社会通念上のいじめを許さないと言っているのだと思う。いじめの定義は非常に広い。前文は社会通念上のいじめを法律の中に入れていているという違和感を覚える。

(委員長) 「根絶」を入れるかなど、このような意見のやり取りをしっかりと時間を取ってやりたいところであるが、時間の都合があるため、委員の皆様からの意見をいただく機会を設ける。今日結論を出すというわけではなく、事務局からの提案に対して意見を送るという流れでよろしいか?

(異議なし)

(事務局) ご意見をいただきありがとうございます。委員長からお話があったように、アンケートフォームを用意させていただいた。時間に限りがあるため足りない部分はそちらにご意見をお寄せいただきたい。

基本方針について。※資料 05-01『日野市いじめ防止基本方針』、資料 05-02『日野市いじめ防止基本方針（新旧対照表）』参照。

現在の日野市いじめ防止基本方針に対し、条例が立つことによって令和 8 年の 4 月から改訂版としてアップデートしていく。

1 頁「はじめに」4 ブロックから 3 ブロックになった。いじめに特化した内容のため学校教育基本構想の部分を割愛。

2 頁以降、条例制定により「及び<条例 第 2 条>」と文言修正。

3 頁「2. いじめの防止等の対策に関する基本理念」条例の前文の内容を入れた。

5 頁「①日野市いじめ問題対策連絡協議会」条例で「市民」ではなく「地域住民」と定義したため、「学校又は地域住民等」と修正。「②日野市教育委員会いじめ問題対策委員会」法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に対する定義を再掲。

12 頁～「4. 調査の主体と組織、実施」ここが丸々追加。全体的に国のガイドラインに沿って立てている。趣旨としては重大事態が起きたときに誰が何をしていくのかということ。11 頁「3. 重大事態への対処～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り抜く～」の内容をさらに細かく記載した。

「(2) 調査の主体」重大事態が起きた際に誰が調査をしていくのか。調査を進めるのは「学校が主体となるか」「教育委員会が主体となるか」についてその都度教育委員会が判断していく。なお、不登校重大事態については原則として学校が主体となると明言している。

「(3) 調査組織の構成と種類」重大事態が起きたときの調査組織については、公平性・中立性が確保されることが大事。そのため、学識経験を有する者、専門的知識（法律、心理、福祉等）を有する者、警察、福祉関係者等の第三者を入れた構成とする。学校が主体となって調査を行う場合には既存の「学校いじめ対策委員会」が中心となる。教育委員会が主体となって調査を行う場合は、教育委員会の附属機関である「日野市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う。

「(4) 被害児童・生徒及びその保護者等に対する調査方針の説明」調査を実施する前に、被害児童・生徒及びその保護者に対して調査方針等について説明する。調査を実施するに当たり、調査方針等について、加害児童・生徒及びその保護者に対しても説明を行う。

「(5) 事実関係を明確にするための調査の内容と方法」被害児童・生徒からの聴き取りが可能な場合、もしくは精神的ショックなどにより聴き取りが不可能な場合はそれぞれの項目に留意しながら進めていく。「事実関係を明確にするための調査項目」として 5 つの項目を掲げ、聞き取りをしていく。「その他の留意事項」として、すでに行った調査資料の再分

析や必要に応じて新たな調査を行うことも留意事項として常に気に留めながら進めていかなければならない。被害児童・生徒、及び保護者の希望を確認した上で、緊急避難措置として他の市立学校への転学等の措置を行えるよう努めなければならない。重大事態が発生した場合に、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮をしなければならない。

「(6)調査結果の説明・公表」まず「①対象児童・生徒、保護者に対する調査結果の説明」をする。「②対象児童・生徒、保護者による市長への調査結果に対する所見書の提出」を認めている。対象児童・生徒、保護者からの所見書を併せて市長等へ提出することが可能であるということをあらかじめ対象児童・生徒、保護者に伝える。「③追加調査について」あつてはならないことではあるが、調査をしていく中で調査漏れがある場合または新たに調査すべき事項が出てきた場合には追加調査をする必要がある。「いじめを行った児童・生徒、保護者への調査結果の説明」いじめを行った児童・生徒、保護者に対しても調査報告書の内容について説明をする。いじめを行った側にも調査結果を説明して理解を求める。「市長等への報告及び公表」「①市長等への調査結果の報告」市長へ調査結果を説明する。対象児童・生徒、保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。「②調査報告書の公表」公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童・生徒、保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案し、適切に判断する。

「附則」この方針は令和8年4月1日から施行するということで準備を進めていく。

(委員長) 重大事態のところ。教育委員会が主体の場合、教育委員会自体が調査を行っても良いですね。なぜこんな話をするかという、1つの市が一気に4つ抱えてしまうということがある。対策委員会だけでやるのは無理。日野市の場合「教育委員会主体の調査は対策委員会がやる」と基本方針に入れてしまうと教育委員会での調査はなくなるという理解でよろしいか？

(事務局) 教育委員会は学校か教育委員会(対策委員会)どちらが主体となって重大事態の調査を行うかその都度決める(基本方針12頁)。ガイドラインもそうであるが、学校でうまく調査を進められるかどうかポイントになってくる。そのようなことを気にしながらどこが主体となるのか決めていきたい。

5. 第3回に向けて(事務局)

アンケートフォームを用意させていただいたので、前回同様ご意見をいただきたい。いただいた意見は事務局でまとめ、第3回の検討委員会開催前に投げ返させていただく。事務局の素案、素案に対する質問、事務局の回答があるうえで、第3回の検討委員会で皆様から活発なご意見をいただければと思う。アンケートフォームは2月14日(金)まで。

6. その他

(委員長) 次回の検討委員会の日程は5月23日(金)16時から。その他、お話ししておきたい委員の方がいらっしゃいましたらどうぞ。

(委員) 子どもと日々過ごす中で子どもの言動について共有したい。学童クラブから報告として上がってきた事例。Aという児童が意地悪をされていると訴えてきた。実際に意地悪をしていたのがB、そして男子Cと女子Dの計4名の児童が関わる。児童たちは保育園の時から交友関係があり現在小学3年生。ある時Aが泣いているところを支援員が発見。Aに話を聞いてみると「Bに意地悪をされる。仲間外れにされたり嫌なことを言われたりする。いじめられている。」と打ち明けた。詳しく話を聞いてみると、実はずっと前からそのような関係にあった。支援員はAに「それはよくないことだから、先生たちが協力するから解決していこう。」と言った。しかしAは「誰にも言わないでほしい。お家の人にもBにも言わないでほしい。」と言う。支援員が「なんで？」と尋ねたところAは「いじめられるよりもひとりぼっちになる方が嫌だ。」と言った。保護者に言わないわけにもいかず、本人に了承を得て話をしたところ、保護者は大変驚いていた。なぜなら保育園の時も同じ関係だったから。小学校に上がってからその話がなくなったので関係性が改善されたと思っていた。3年間も同じような関係で過ごしていたということに大変驚いていた。それでもAは「いじめられてもひとりぼっちにはなりたくない。」と言い、誰にも言わずずっと耐えていた。CとDもこの状況を知っていたが、「Bが怖くて言えなかった。関係性が崩れるから言えなかった。悪いことだとはわかっていた。」と言った。その後Aに対する指導が入り、BがあからさまにAに意地悪をすることはなくなった。すると今度はCに意地悪をするようになった。Cはずっと言わなければいけないと思っていたと勇気を出してBに「そういうことはやめようよ」と言うことができた。この事例から、子どもの関係がとても閉鎖的であるということ、いじめられていた児童が「ひとりぼっちになるよりいじめられていたほうがいい」と言ったことが衝撃的だった。条例という大きな話をしているが、些細な子どもの現状は取るに足らないかもしれないようなことに日々向き合いながら過ごしているのだという状況をお伝えし、想像しながら条例が作れたら嬉しいと思い、話をさせていただいた。

7. いじめ防止対策推進検討委員会副委員長挨拶（副委員長）

皆様この会議に参加していただきありがとうございます。最後に貴重なお話をさせていただいて、委員の方々に条例とどうつながるかということを深く考えていただくきっかけになったのではないかと感じている。条例に関しては後発であるが、十分に他市の状況を検討しながら構成や法体系のしっかりした良いものが作れるのではないかと印象を受ける。今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

	閉会